

2020. 7
通巻 第151号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



Contents

- 令和2年度通常総会 1
- 令和元年度事業報告 4
- 令和2年度事業計画 9
- 新シリーズ・専門業務紹介 15
- みかけによ欄 16
- That's学 17
- 新入会員紹介 18
- 社会保険労務士倫理綱領 19

肱川／うかい（大洲市）



愛媛県社会保険労務士会

令和2年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

令和2年6月17日午後2時より、ANAクラウンプラザホテル松山において令和2年度通常総会が開催された。

成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があった。

議長には南予支部西村菜実会員、副議長に東予支部石川季代乃会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について説明がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第6号議案についてすべて原案通り承認された。



- 議事 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件
 第2号議案 令和元年度決算報告承認の件(監査報告)
 第3号議案 令和2年度事業計画案審議に関する件
 第4号議案 令和2年度収入支出予算案審議に関する件
 第5号議案 愛媛県社会保険労務士会会則一部改正案審議に関する件
 第6号議案 愛媛県社会保険労務士会役員選出規則一部改正案審議に関する件



なお、今年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来賓をお招きせず、ソーシャル・ディスタンスに留意し最小限の出席人数で行った。

理事会だより

[理事会]

※令和2年5月14日(木) 県会事務局会議室において、第254回理事会を開催した。

議題

- 1 令和2年度通常総会の開催について
- 2 令和2年度通常総会の議案書について
- 3 令和2年度通常総会の役割分担について
- 4 役員通算3期以上在任し、退任した者の褒彰について
- 5 愛媛SR経営労務センター定款の一部改正について
- 6 各委員会・支部報告
- 7 その他

委員会だより

[総務委員会]

※令和2年5月18日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(7月号)について
- 2 諸規程の変更等について
- 3 その他

[財務委員会]

※令和2年5月12日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和元年度決算報告案
- 2 令和2年度予算収入支出予算案
- 3 政治連盟令和元年度決算報告案および令和2年度収入支出予算案

[事業委員会]

※令和2年6月5日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 臨時労働保険指導員候補者講習の事前打ち合わせ

2 報告

- ①総合労働相談所、松山市相談コーナーのコロナ対応状況について
- ②出前授業の応募状況について
- ③今年度総会について

[業務監察・広報委員会]

※令和2年4月14日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和2年度事業予定について
- 2 算定基礎届、年度更新に関する媒体広告
- 3 その他

支部だより

[東予支部]

※令和2年4月8日(水) 東予支部役員会を開催した。

場所 喫茶ルビア

内容

- 1 令和2年度社会保険関係研修会について
- 2 令和2年度厚生事業について
- 3 令和2年度労働関係研修会について
- 4 その他

[中予支部]

※令和2年4月13日(月) 中予支部役員会を開催した。

場所 県会事務局会議室

内容

- 1 5月15日の中予支部会及び研修会の開催について
- 2 厚生事業について
- 3 各委員会報告
- 4 その他



ご挨拶

愛媛県社会保険労務士会

会長 横本 恭弘

令和2年度の通常総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、感染された方々やそのご家族、不安のなかにおられる方々に対して、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今年の総会は、コロナウイルス禍の中での開催になり、本来であればご来賓の皆さまを多くの会員でお迎えし開催するところですが、規模を縮小して開催することといたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の問題は、4月7日、国が7都道府県に「緊急事態宣言」を発令し、4月16日には全都道府県に適用されたことにより、経済活動の基盤である人と物の動きが大きく制限され、さまざまな業種での事業の継続に深刻な危機をもたらしています。ワクチン開発などウイルス対策の確立を見るに至っておらず、「第二波」「第三波」の可能性は否めません。また、雇用情勢に関しては、雇用情勢判断を下方修正され、「改善」という言葉の使用がなくなるなどの変動が生じています。新型コロナウイルスの感染拡大は、我が国の経済活動の停滞を通じて雇用・就業に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。昨年までは誰も予想していなかった事態によって、足元で著しく経済活動が縮小しており、非常に厳しい状況にあります。

社労士の使命は、「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」であり、「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現に寄与する社労士制度を目指していますが、コロナウイルス禍の下で、この使命等に基づいた取り組みが求められており、社労士として期待に応えると共に社労士制度の維持・発展のための展望も模索し活動をすることが肝心です。

感染拡大時の労務管理の基本的姿勢としては、感染拡大を防止する新しい生活様式の定着、テレワーク活用の支援、雇用調整助成金を活用し雇用を維持する支援、職場における感染防止の進め方の支援等があげられます。この姿勢を社労士として、労使と共に取り組むことにより、長期化に備え、視座高く変化に対応でき、一人ひとりが生き生きと輝く職場環境が創られます。

今後は、「リスク管理」と「危機管理」の2つが企業をはじめとするあらゆる組織にとってその存続に関わる重大事になります。「リスク」と「危機」は同じ意味だと思われる方も多いかもしれません、異なっています。「リスク」は近い将来起こる危機や異常事態のことで、「危機」は現実に発生してしまった危機や異常事態のこと。共に「管理」と言っているのは、具体的には対処法であり、実践そのものだからです。この2つのことを念頭におき、事業を進めて参る所存です。何卒、よろしくお願い申し上げます。



祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会

会長　大野　実

愛媛県社会保険労務士会令和2年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は、内外の社会経済活動に深刻な影響を与えており、世界経済は、戦後最大の危機に直面し、我が国経済も大幅に下押しされ、国難ともいべき厳しい状況にあると言えるでしょう。

しかしながら、今回の世界的な新型コロナウイルスの感染症問題は、私たちが、普段当たり前に暮らしている日常生活、社会の骨組み・在り方と、これを支える基盤の大切さについて改めて再考し、向き合うことを要請されているようにも思えるところです。

政府においても、緊急経済対策として財政・金融・税制等あらゆる政策手段を総動員するなかで、雇用調整助成金の特例措置をはじめとする雇用維持・事業継続への対策を講じており、各自治体の施策も含め、多くの事業者がその活用を切に必要としているところあります。

我が国の経済活動の中核を成す企業の経営が、企業規模の大小にかかわらず、この厳しい状況を力強く乗り越えていくためには、労務管理の実務に精通した社労士による、柔軟できめ細かな助言・支援が不可欠であるといえます。

今回の感染症による異常な日常生活の状況下でも、恐怖に正面から立ち向かってくださっている医療関係者の皆さまの命がけの奮闘を始め、交通・物流、生活必需品の継続的販売等、様々なところで平時に変わらず社会生活のインフラを黙々と支えて下さっている方々がいます。この方々のご努力に衷心からの感謝を捧げると同時に、私共社労士も、社会的基盤である労働・社会保険分野の専門家としてお役に立つべく、今こそ全国四万三千人の会員が、これまでに蓄積してきた社労士の知見を発揮し新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたさまざまな取り組みを強い使命感をもって推進していかなければならぬと決意するところであり、皆様におかれましては、是非とも関与先企業などへの積極的な相談対応等のご支援を行っていただきますようお願い申し上げます。

令和2年度において、連合会ではこうした状況を踏まえて事業展開を図るとともに、引き続き、デジタル化に象徴される事業環境の急速な変化と新たな局面に対応した社労士モデルを構想しつつ、社労士法改正を含め、社労士制度が更なる発展を遂げるために必要とされる諸施策を講じていくことと致します。

まず、デジタル化推進に関する事業については、政府が掲げる事業主の行政手続の煩雑さとコスト削減に向けた各種手続の電子化の徹底等の施策に適切に対応するため、デジタル化推進本部を中心に都道府県会と連携し、社労士業界を挙げた取組みを進めて参ります。

働き方改革推進支援に関する事業については、関連法が順次施行される現況において、働き方改革推進本部の活動を軸に、社労士業務の認知度の更なる向上と実務能力の増強等を図って参ります。

業務開発に関する事業については、企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」を社労士業務として確立するための検討を進めるとともに、適正な労務管理に取組む企業を認証する「社労士診断認証制度」及び企業がその情報を発信できるサイトの運営を行うなど職域拡充に資する事業を展開することと致します。

また、一昨年署名した「国連グローバル・コンパクト」及び社労士が関与するSDGsの取組みについて、普及促進を図るための事業を推進して参ります。

さらに今年度から、社労士及び社労士制度を取り巻く環境等について、基礎的な情報をデータとして蓄積、統計的に整理し、潜在する様々な課題への取り組みに活用するため、「社労士白書」の定期的な発行に取り組んで参ります。

同時に、社労士の使命を果たすための業務能力を涵養すると共に、これから職域を意識した新しい業務に関する研修など、研修大綱の策定及び単位制研修の導入等、専門性の担保として外部から評価され得る新たな研修制度の創設について検討を進めてまいります。

連合会においては、引き続き、社労士が人の「心」に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、ひいては「人を大切にする社会」の実現が図られるよう、貴会及び貴会会員の皆様のご協力のもとに、各種事業を展開して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のご挨拶と致します。

令和元年度事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

昨年5月1日に皇太子徳仁親王殿下が天皇に即位され、元号が「平成」から「令和」へと改められた。人々は、新たな時代の到来を感じ、変化に期待を膨らませたが、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）にとっても、働き方改革関連法の適用に伴い、事業主、労働者を取り巻く労働環境の変化への対応が求められる年となった。

このような状況の中、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）では、関係行政機関や全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）、他事業との連携を一層強化しながら積極的な事業展開を図り、各種窓口へ社労士を相談員等として派遣するほか、連合会が実施する「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」の一端を担い、希望する事業所に社労士を派遣して働き方改革に関する相談・提案等の業務を行ったほか、愛媛県行政書士会や愛媛県司法書士会等愛媛会を含めた9士業団体で「愛媛県内での災害発生に際しての各士業団体相互間における協力に関する覚書」を締結するに至ったところである。さらに、社労士個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、令和元年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報の充実を図り、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」となることを目指し、フレッシュ会員広場では、入会して間もない会員の紹介を続けるとともに、「みかけによ欄」では会員の意外な発見をしていただけよう、より多くの会員から寄稿していただくよう努めた。

- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載した。

2. 財務委員会

- 健全な財務運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

- (1) 広報普及事業について

愛媛会主催で、社労士制度推進月間に県下5か所で無料相談会を開催、一般市民からの相談に応じるとともに、名入りのティッシュペーパーを配布するなど積極的に社労士、社労士制度及び愛媛会設置の機関等についてPRを行った。また、松山市主催のみんなの生活展に参加し、同様に無料相談、PRを行った。

また、令和元年10月16日に、県下企業担当者を含め75名の出席を得て、愛媛会会員を講師とする「人手不足時代はこう乗り切る！」と題したセミナーを開催、働き方改革への対応や、外国人雇用といった時機を得たテーマで出席いただいた方に有益な情報を提供するとともに、社労士、社労士制度及び愛媛会設置の機関をPRし、利用を促した。

- (2) 社会貢献事業について

高等学校での出前授業を目標通り10校予定していたが、新型コロナウイルス対策として3月に各校が休校となったことから1校中止となり、9校の開催実績となった。

- (3) 行政協力について

労働保険年度更新受付会への相談員派遣、各種セミナーへの講師派遣に応じて講師を派遣するなど、行政からの協力依頼に積極的に協力した。

4. 研修委員会

- (1) 必須研修について

「同一労働同一賃金」を主たるテーマに名南経営の大津先生、東京会の小磯先生を招いて、それぞれ独自の切り口にて必須研修を実施した。

- ・令和元年10月実施…参加者129名 参加率35.2%
- ・令和元年11月実施…参加者118名 参加率32.2%

- (2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により実施した。

- (3) 新規入会者研修について

必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、県会の組織、行政協力、支部の活動についての理解を深め、県会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような研修を実施する予定であったが新型コロナウイルス対策のため、延期とした。

- (4) 労働安全衛生管理研修について

「第三者行為災害」「脳・心臓疾患、精神障害の労災認定」の2つをテーマに、元労働省事務官の高橋先生を招いて、行政解釈を踏まえた内容にて実施した。

- ・令和2年1月実施…参加者96名 参加率26.2%

- (5) 支部研修との連携について

県会の実施研修は時事的課題に関するテーマを主題とし、各支部の実施研修は行政による制度説明を主にして研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。

ハローワーク新求人システムについてハローワーク松山の協力を得て臨時研修を実施した。

- (6) メンタリング制度及び自主研修への補助について

メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。

- ・メンター制度利用者 開業登録9名中4名

5. 業務監察・広報委員会

- (1) 業務監察に関する事業

① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。

② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防を図った。

③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。

- (2) 広報に関する事業

① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。

② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。

③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、法人会広報への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。

- ④ 10月の社労士制度推進月間に開催した社労士セミナーや無料相談会に係るテレビ、ラジオ、新聞紙上広告、24時間テレビCMや愛媛マラソンプログラムCM等への有料広告の他に、近隣市町の広報誌等の無料広告を活用して、多方面の広報活動を推進した。

- ⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンに参加し、社労士会員の元気を創出するとともに、Tシャツ、ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた社労士の健全な知名度アップを図った。

- ⑥ ホームページのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図った。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行い、支部役員の意見をもとに実務的なテーマを選定することにより、参加者の拡大に努めた。

- ② 前年、労働行政との意見交換会が空振りに終わったことを反省し、監督、安定行政に熱いアプローチをした結果、真摯なリアクションがあり、監督署長、安定所長の参加者を得て、実に有意義な一時となった。なお一層の努力を重ねて、課長、職員にも参加を呼びかけていきたい。

- ③ 支部役員会を開催し、研修会の講師依頼、厚生事業の企画立案を行い、役員全員が協力して運営にあたった。

- ④ 12月に今治国際ホテルで忘年会（厚生事業）を実施し、会員相互の親睦を深めることができた。次年度においては研修旅行となる予定。

(2) 中予支部

- ① 昨今の働き方改革等による社会情勢の変化に伴い、社会保険労務士を取り巻く環境も大きく変化していることを踏まえて、時流に沿った実務的なテーマでの支部研修会を年2回開催し、支部会員の資質の向上を図った。また、5月には日本年金機構との意見交換会を開催し、関係行政機関との意思疎通の円滑化に努めた。

- ② 支部の厚生事業を通じて、会員間のコミュニケーションを密にし、普段あまり関わり合いのない、新入会員からベテランの会員までの会員間の親睦を図り、併せて支部運営への理解と関心、また会務への参加意識の高揚に努めた。

- ③ 支部幹事の各人が、支部研修会のテーマ選定、企画、運営及び行政機関への講師派遣の依頼等を責任もって担当することにより、支部運営への理解を深めた。

(3) 南予支部

- ① 今年度は、新任役員のもと、行政の協力を得て法律改正などに対応した研修事業を行った。また、ITの導入で事務所業務の効率化を図ることを目的とした実務研修を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

- ② 宇和島年金事務所との連絡会議を開催して、直前に迫ったID、パスワード方式の対応方法等について意見交換を行った。

- ③ 会員間の親睦を図るために懇親会を実施し、会員相互の親睦を深めた。

7. 総合労働相談所

(1) 相談実績

- 平日に相談員を社労士会館に配置し個別相談に応じた。

- 令和元年度は、来所21件、電話160件の相談があった。

(2) 相談員研修

- 令和元年9月18日に相談員実務研修を実施し、11名の相談員が参加した。

- また、令和2年2月14日には、労働紛争解決センター愛媛との合同で法テラスから弁護士を講師に招いて相談員実務研修を実施し、24名が参加した。

(3) その他

- 相談員の資質向上と相談があった際の対応方法の標準化を図るため、「相談員の手引き」を作成し、相談員の心がまえ、相談時の標準的な対応方法を取りまとめた。

- なお、本手引きを用いて令和元年9月18日の相談員研修を実施するとともに、各相談員に配布した。また、相談時に参照できるよう相談室に備え付けた。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) あっせんについて

- 総合労働相談所との連携に努め、あっせんに関する相談には数件対応したが、申立てには至らなかった。

(2) 研修について

- 新任あっせん委員候補者研修を解決センター、総合労働相談所合同で開催し、あっせんの社会的意義や、制度の概要について理解を深め、担当者のスキルアップを図った。

(3) 広報について

- 総合労働相談所経由であっせん申立てに至るケースも多いことから、双方連携して広報活動を行った。また、えひめ社労士会だよりにセンターの広報文を掲載し、制度の周知を図った。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行なった。

- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。

- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。

- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。

- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。

- (6) 連合会が受託した「平成31年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（専門家派遣事業）」に協力し、派遣型専門家の登録、派遣の調整を行った。

- (7) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。

- (8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。

- (9) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。

- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。

- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。

- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備した。

- ① 増大する事務処理に対応するため、事務局職員を1名増員した。

- ② 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。

- ③ 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。

- ④ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。

- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

第2号議案

令和元年度決算報告

財産目録

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,454,102	18,500,757	△ 3,046,655
未収会費	390,000	618,000	△ 228,000
仮払金	0	88,024	△ 88,024
流動資産合計	15,844,102	19,206,781	△ 3,362,679
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	15,474,271	14,473,038	1,001,233
記念事業積立金	2,371,771	1,871,754	500,017
特定資産合計	17,846,042	16,344,792	1,501,250
(2) その他固定資産			
建物	38,515,838	39,522,788	△ 1,006,950
什器備品	623,311	414,633	208,678
土地	25,245,000	25,245,000	0
ソフトウェア	0	1	△ 1
その他固定資産合計	64,384,149	65,182,422	△ 798,273
固定資産合計	82,230,191	81,527,214	702,977
資産合計	98,074,293	100,733,995	△ 2,659,702
II 債負の部			
1. 流動負債			
未払金	1,894,200	1,809,540	84,660
前受会費	336,000	336,000	0
預り金	324,952	413,185	△ 88,233
流動負債合計	2,555,152	2,558,725	△ 3,573
2. 固定負債			
長期借入金	15,933,901	17,881,307	△ 1,947,406
固定負債合計	15,933,901	17,881,307	△ 1,947,406
負債合計	18,489,053	20,440,032	△ 1,950,979
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	79,585,240	80,293,963	△ 708,723
正味財産合計	(17,846,042)	(16,344,792)	(1,501,250)
負債及び正味財産合計	79,585,240	80,293,963	△ 708,723
	98,074,293	100,733,995	△ 2,659,702

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 伊予銀行本店 伊予銀行松山駅前 伊予銀行本店 定期預金 伊予銀行松山駅前 未収会費	31,408 11,864,326 153,748 11,710,518 60 3,558,368 3,558,368 390,000
		運転資金として 一般会計 一般会計 連合会試験事務 一般会計	
			15,844,102
(固定資産)	会館維持積立金 記念事業積立金	定期預金 愛媛銀行本町 定期預金 伊予銀行松山駅前	15,474,271 15,474,271 2,371,771 2,371,771
特定資産			
その他固定資産	建物 什器備品 土地 ソフトウェア	定期預金 愛媛銀行本町 定期預金 伊予銀行松山駅前	64,384,149 38,515,838 623,311 25,245,000 0
			82,230,191
	資産合計		98,074,293
(流動負債)	未払金 社労士謝金 前受会費 預り金 所得税 社会保険料 連合会	年金事務所謝金	1,894,200 1,894,200 336,000 324,952 241,950 47,502 35,500
	流動負債合計		2,555,152
(固定負債)	長期借入金 SRセンター		15,933,901 15,933,901
	固定負債合計		15,933,901
	負債合計		18,489,053
	正味財産		79,585,240

正味財産増減計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	33,702,000	34,966,000	35,741,000	△ 775,000
入会金	750,000	650,000	855,000	△ 205,000
会員会費	32,952,000	34,316,000	34,886,000	△ 570,000
事業収益	25,333,440	24,922,699	25,170,281	△ 247,582
年金事務所受託収入	23,171,000	23,135,010	23,216,765	△ 81,755
街角の年金相談センター松山(オフィス)受託収入	1,800,000	748,103	1,036,902	△ 288,799
試験事務受託収入	100,000	99,957	99,829	128
ゆうちょ銀行受託収入	262,440	939,629	795,185	144,444
協会けんぽ受託収入	0	0	21,600	△ 21,600
受取負担金	3,246,000	1,420,201	6,510,938	△ 5,090,737
研修事業負担金	830,000	0	152,000	△ 152,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	313,201	329,138	△ 15,937
東予支部事業負担金	632,000	573,000	565,000	8,000
中予支部事業負担金	570,000	434,000	263,000	171,000
南予支部事業負担金	514,000	100,000	162,000	△ 62,000
労働紛争解決センター関係費	0	0	40,000	△ 40,000
記念事業負担金収入	0	0	4,999,800	△ 4,999,800
受取交付金	14,220,000	16,880,933	13,572,239	3,308,694
連合会等交付金等収入	1,590,000	3,339,272	1,815,236	1,524,036
各種団体交付金等収入	12,630,000	13,541,661	11,757,003	1,784,658
雑収益	275,000	204,508	513,725	△ 309,217
受取利息	5,000	1,721	1,669	52
雑収入	270,000	202,787	512,056	△ 309,269
経常収益計	76,776,440	78,394,341	81,508,183	△ 3,113,842
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	6,935,000	7,320,800	7,341,000	△ 20,200
2. 人件費支出	19,072,000	20,393,258	18,342,955	2,050,303
給料手当	15,324,000	16,142,724	14,037,991	2,104,733
法定福利費	2,500,000	2,497,912	2,389,428	108,484
中退共掛金	400,000	324,000	246,000	78,000
謝金	848,000	1,428,622	1,669,536	△ 240,914
3. 事業費支出	55,862,440	51,389,006	56,383,306	△ 4,994,300
研修費	4,060,000	3,580,661	2,304,666	1,275,995
広報宣伝費	2,580,000	1,913,163	1,838,057	75,106
総合労働相談事業費	1,800,000	1,434,673	1,220,066	214,607
労働紛争解決センター費	1,380,000	143,559	251,589	△ 108,030
労働条件審査費	100,000	0	0	0

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
会報発行費	900,000	968,580	900,468	68,112
諸物頒布斡旋費	600,000	351,654	221,587	130,067
行政等連絡費	200,000	23,360	33,880	△ 10,020
行政協力等費	23,172,000	23,985,278	24,116,951	△ 131,673
会員厚生費	500,000	361,413	614,402	△ 252,989
名簿発行費	200,000	229,601	193,330	36,271
会則等整備費	200,000	0	0	0
表彰費	150,000	50,000	0	50,000
東予支部費	1,450,000	1,126,909	1,140,358	△ 13,449
中予支部費	2,000,000	1,483,588	1,155,657	327,931
南予支部費	914,000	500,000	562,000	△ 62,000
租税公課	1,286,000	1,376,300	2,298,300	△ 922,000
総会費	1,500,000	1,471,417	1,473,476	△ 2,059
会議費	3,106,000	1,294,140	1,420,304	△ 126,164
地域協議会費	1,500,000	2,746,536	870,790	1,875,746
賃借料	700,000	729,564	617,151	112,413
旅費交通費	600,000	78,990	126,720	△ 47,730
印刷製本費	800,000	1,164,859	635,469	529,390
通信運搬費	1,350,000	768,062	799,918	△ 31,856
涉外費	500,000	175,040	290,320	△ 115,280
水道光熱費	600,000	581,581	568,196	13,385
修繕費	300,000	0	0	0
支払利息	110,000	89,407	103,042	△ 13,635
事務局費	3,304,440	3,539,544	3,140,441	399,103
消耗品費	0	29,654	35,380	△ 5,726
記念事業費	0	0	8,338,356	△ 8,338,356
減価償却費	0	1,190,973	1,112,432	78,541
4. 予備費	2,500,000	0	0	0
経常費用計	84,369,440	79,103,064	82,067,261	△ 2,964,197
△ 7,593,000	△ 708,723	△ 559,078	△ 149,645	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
△ 7,593,000	△ 708,723	△ 559,078	△ 149,645	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	80,293,963	80,293,963	80,853,041	△ 559,078
一般正味財産期首残高	72,700,963	79,585,240	80,293,963	△ 708,723
一般正味財産期末残高	72,700,963	79,585,240	80,293,963	△ 708,723
III 正味財産増減の部				
当期正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	72,700,963	79,585,240	80,293,963	△ 708,723

正味財産増減計算書内訳表

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)
(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	34,966,000	0	0	34,966,000	
入会金	650,000	0	0	650,000	(注1)
会員会費	34,316,000	0	0	34,316,000	(注2)
事業収益	23,234,967	939,629	748,103	24,922,699	
年金事務受託収入	23,135,010	0	0	23,135,010	(注3)
街角の年金相談センター受取 年金事務受託収入	0	0	748,103	748,103	
試験事務受託収入	99,957	0	0	99,957	(注4)
ゆうちょ銀行受託収入	0	939,629	0	939,629	
受取負担金	1,420,201	0	0	1,420,201	
研修事業負担金	0	0	0	0	(注5)
諸物頒布斡旋収入	313,201	0	0	313,201	
東予支部事業負担金	573,000	0	0	573,000	(注6)
中予支部事業負担金	434,000	0	0	434,000	(注7)
南予支部事業負担金	100,000	0	0	100,000	(注8)
労働紛争解決センター関係費	0	0	0	0	
受取交付金	16,880,933	0	0	16,880,933	
連合会等交付金等収入	3,339,272	0	0	3,339,272	(注9)
各種団体交付金等収入	13,541,661	0	0	13,541,661	(注10)
雑収益	204,507	1	0	204,508	
受取利息	1,720	1	0	1,721	
雑収入	202,787	0	0	202,787	(注11)
経常収益計	76,706,608	939,630	748,103	78,394,341	
(2) 経常費用				0	
1. 連合会支出	7,320,800	0	0	7,320,800	(注12)
2. 人件費支出	18,964,636	828,622	600,000	20,393,258	(注13)
給料手当	16,142,724	0	0	16,142,724	
法定福利費	2,497,912	0	0	2,497,912	
中退共掛金	324,000	0	0	324,000	
謝金	0	828,622	600,000	1,428,622	
3. 事業費支出	51,129,895	111,008	148,103	51,389,006	
研修費	3,520,931	0	59,730	3,580,661	(注14)
広報宣伝費	1,913,163	0	0	1,913,163	(注15)
総合労働相談事業費	1,434,673	0	0	1,434,673	
労働紛争解決センター費	143,559	0	0	143,559	(注16)
会報発行費	968,580	0	0	968,580	(注17)
諸物頒布斡旋費	351,654	0	0	351,654	

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
行政等連絡費	23,860	0	0	23,860	(注18)
行政協力等費	23,985,278	0	0	23,985,278	(注19)
会員厚生費	361,413	0	0	361,413	(注20)
名簿発行費	229,601	0	0	229,601	
会則等整備費	0	0	0	0	
表彰費	50,000	0	0	50,000	
東予支部費	1,126,909	0	0	1,126,909	(注21)
中予支部費	1,483,588	0	0	1,483,588	(注22)
南予支部費	500,000	0	0	500,000	(注23)
租税公課	1,376,300	0	0	1,376,300	(注24)
総会費	1,471,417	0	0	1,471,417	
会議費	1,294,140	0	0	1,294,140	(注25)
地域協議会費	2,746,536	0	0	2,746,536	(注26)
賃借料	729,564	0	0	729,564	(注27)
旅費交通費	74,950	0	4,040	78,990	
印刷製本費	1,164,859	0	0	1,164,859	(注28)
通信運搬費	755,701	0	12,361	768,062	(注29)
涉外費	175,040	0	0	175,040	(注30)
水道光熱費	581,581	0	0	581,581	
修繕費	0	0	0	0	
支払利息	89,407	0	0	89,407	(注31)
事務局費	3,386,218	111,008	42,318	3,539,544	(注32)
消耗品費	0	0	29,654	29,654	
減価償却費	1,190,973	0	0	1,190,973	(注33)
経常費用計	77,415,331	939,630	748,103	79,103,064	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 708,723	0	0	△ 708,723	
評価損益等計	0	0	0	0	
当期経常増減額	△ 708,723	0	0	△ 708,723	
2. 経常外増減の部				0	
(1) 経常外収益				0	
経常外収益計	0	0	0	0	
(2) 経常外費用				0	
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 708,723	0	0	△ 708,723	
一般正味財産期首残高	80,649,283	△ 355,320	0	80,293,963	
一般正味財産期末残高	79,940,560	△ 355,320	0	79,585,240	
II 指定正味財産増減の部				0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	79,940,560	△ 355,320	0	79,585,240	

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

令和元年11月に中国武漢で発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、我が国を含めた世界規模の広がりを見せ、WHOが「パンデミックと言える」との認識を示す事態に至っている。

こうした状況を受け、世界各国は感染拡大の防止に努めているが、感染者数の増加や各方面にわたる活動の自粛に伴う経済活動の委縮は雇用労働環境に多大な影響を与えており、国や地方自治体の支援施策に期待する中小企業や小規模事業者にとって、労働問題の専門家である社会保険労務士（以下「社労士」という。）の存在意義が、より一層高まっている。

このような中にあって、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、推移する社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、未来に向かって国民一人ひとりが安心して働き暮らすことができる「人を大切にする企業づくり」の支援と「人を大切にする社会」の実現を目指して、引き続き愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と一緒に連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

また、依然として社労士の不適切な広告や情報発信、助成金業務に関する不適切な行為等、職業倫理の徹底をひときわ強く喚起しなければならないような事案が全国で発生しており、今まで以上に社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われる環境となっていることから、今年度も引き続いて、より一層職業倫理と品位保持の取組みを強化し、信頼向上に努める。

以上のことを踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行うとともに、会報が会員の「集いの広場」となるよう、「That's学」、「みかけによ欄」、「フレッシュ会員広場」等々、より多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載していく。
- (3) 会則等の改正の必要性があれば実施する。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な財務管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により本会主催の無料相談会（社労士制度推進月間に県下各地で開催）を開催する。

さらに、本年4月から連合会が始めた社労士診断認証制度への取組みを推進するとともに、会員の電子申請の促進による業務効率の向上、デジタルガバメントへの対応、SRPⅡ認証制度への取組みを支援する。

また、育児・介護・疾病の治療等と仕事の両立支援への取組みや、人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業への支援により、社労士の業務領域拡大のための施策を、連合会と連携して検討、実施する。

(2) 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業を本年度も10校を目標に実施する。

また、日本年金機構又は街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催を通じ、わが国の年金制度の普及促進に貢献する人材を育成する。

さらに、令和元年12月10日に締結された「愛媛県内の災害発生に際しての各士業団体相互間における協力に関する覚書」に基づき、各士業との連携を強化する。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

労働保険年度更新受付会への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

4. 研修委員会

全国社会保険労務士会連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め、下記の内容にて開催実施する。

(1) 必須研修について

働き方改革に取り組む事業主を支援するために、資質の向上・専門性向上のための研修を実施する。また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させる研修を実施する。

(2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努める。

(3) 新規入会者研修について

新規入会者を対象とし、社労士としての必要な基礎知識を習得するための研修、職業倫理の遵守に関する研修を年1回実施する。また、会の組織、事業内容等について紹介するとともに、新規入会者の会への積極的な参加を図る。

(4) メンタリング制度の実施について

新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、メンタリング制度の効果的な実施を行う。また、利用者と共にメンタリング制度の周知を行っていく。

(5) その他

- ① 「研修企画提案書」を活用し、会員のニーズを考慮して研修テーマを委員会で協議する。
- ② 研修毎に参加人数及び参加率を集計し、満足度調査を実施して評価を行う。その評価結果に基づき委員会において反省と改善を行う。
- ③ 新規入会者研修と開業者研修を分けて実施するとともに、研修参加者をフォローできる体制を整える。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。
- ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。
- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。
- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、メディア広報、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。
- ⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンなどに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、Tシャツ・ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。
- ⑥ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回開催する。
- ② 労働研修会については、なお一層の努力を重ねて、労働行政にも意見交換会への参加を引き続き呼びかけ、充実の研修会となるよう努める。
- ③ 支部幹事会を年4回の範囲内で開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。
- ④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境作りを行う。忘年会と懇親旅行とを交互に行うこととする。

(2) 中予支部

- ① 時流に沿った実務に有益な内容で研修を行い、支部会員の資質の向上を図る。
 - ・ 支部研修会を2回以上開催し、最新の法改正等など実務的で社労士として必要な知識やスキル

を身に付けられるような内容及び講師の選定を行う。

- ・ 支部研修会の講師は原則として関係行政機関の担当者等に依頼し、併せて関係行政機関との意見交換会を開催することにより、担当者等との意思疎通の円滑化に努め、友好的な協力関係を築けるよう努める。
- ② 厚生事業等を通じて支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。
 - ・ 入会歴の浅い会員や若手の会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテランから新入会員までが参加しやすく、参加した会員が有意義であったと思えるような厚生事業を企画する。
 - ・ 支部幹事を中心に、厚生事業及び関係行政機関等との意見交換会への積極的な参加を会員に声掛けし、より多くの会員の相互交流を支援する。
- ③ 支部研修会の内容の選定、企画、運営及び行政への講師派遣の依頼を支部幹事各人が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材の育成を図る。
- (3) 南予支部

支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修及び実務に即した研修を行うと共に、会員間の親睦を図り組織的な活動を行う、具体的な目標は次の通り。

 - ① 「社会保険労務士会会則」及び「社会保険労務士倫理綱領」などの各種規定の確認、勉強会を行う。
 - ② 労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各行政機関の協力を得て実施する。
 - ③ 行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な社労士業務の運営を図る。
 - ④ 会員間の意志疎通や福利厚生を充実するために、厚生事業や親睦会を開催する。
 - ⑤ 優良企業の経営者を招いて勉強会を行う。

7. 総合労働相談所

- (1) 総合労働相談所は、労働問題に関するあらゆる分野についての相談に応じ、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものである。相談員個々の相談対応の質の維持向上のため、研修会等を実施し、一層実績を挙げるための活動を推進する。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互に連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然防止と円満な早期解決に寄与する。
- (2) 総合労働相談所設置規程及び「総合労働相談所 相談員の手引き」の見直しを図る。

8. 労働紛争解決センター愛媛

- (1) 総合労働相談所との連携の強化及び積極的な広報活動を行い、あっせん申立て件数の増加を目指す。
- (2) あっせん委員候補者研修により、あっせん技法のスキルアップを図るとともに、総合労働相談所との合同研修会を開催し、具体的なあっせん事案の検討を行い、あっせん手続きに関する知識、技能についての理解を深める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。
- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。
- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。
- (8) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。
- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。
 - ① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。
 - ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

令和2年度収入支出予算
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,654,000	0	0	33,654,000
入会金	750,000	0	0	750,000
会員会費	32,904,000	0	0	32,904,000
事業収入	22,558,000	267,300	1,800,000	24,625,300
年金事務所受託収入	22,458,000	0	0	22,458,000
鈴の年金セミナー受託 料	0	0	1,800,000	1,800,000
試験事務受託収入	100,000	0	0	100,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	267,300	0	267,300
負担金収入	3,242,000	0	0	3,242,000
研修事業負担金	830,000	0	0	830,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	0	0	700,000
東予支部事業負担金	632,000	0	0	632,000
中予支部事業負担金	570,000	0	0	570,000
南予支部事業負担金	510,000	0	0	510,000
交付金収入	17,355,000	0	0	17,355,000
連合会等交付金等収入	2,425,000	0	0	2,425,000
各種団体交付金等収入	14,930,000	0	0	14,930,000
雑収入	275,000	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	270,000
事業活動収入計	77,084,000	267,300	1,800,000	79,151,300
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,930,000	0	0	6,930,000
人件費支出	22,290,000	203,700	600,000	23,093,700
給料手当	18,980,000	0	0	18,980,000
法定福利費	2,878,000	0	0	2,878,000
中退共済金	432,000	0	0	432,000
謝金	0	203,700	600,000	803,700
事業費支出	58,794,000	63,600	1,200,000	60,057,600
研修費	4,250,000	0	110,000	4,360,000
広報宣伝費	2,230,000	0	350,000	2,580,000
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	1,380,000
労働条件審査費	100,000	0	0	100,000
成年後見制度事業費	0	0	0	0
会報発行費	1,000,000	0	0	1,000,000
諸物頒布斡旋費	500,000	0	0	500,000
行政等連絡費	200,000	0	0	200,000
行政協力等費	22,459,000	0	0	22,459,000
会員厚生費	500,000	0	0	500,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
名簿発行費	250,000	0	0	250,000
会則等整備費	200,000	0	0	200,000
表彰費	100,000	0	0	100,000
東予支部費	1,450,000	0	0	1,450,000
中予支部費	2,000,000	0	0	2,000,000
南予支部費	910,000	0	0	910,000
租税公課	2,203,000	0	0	2,203,000
総会費	1,500,000	0	0	1,500,000
会議費	2,882,000	0	200,000	3,082,000
地域協議会費	2,400,000	0	0	2,400,000
賃借料	900,000	0	0	900,000
旅費交通費	300,000	0	100,000	400,000
印刷製本費	800,000	0	0	800,000
通信運搬費	1,000,000	0	150,000	1,150,000
涉外費	500,000	0	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	0	600,000
修繕費	3,300,000	0	0	3,300,000
支払利息	80,000	0	0	80,000
事務局費	3,000,000	63,600	290,000	3,353,600
消耗品費	0	0	0	0
記念事業費	0	0	0	0
予備費	2,500,000	0	0	2,500,000
事業活動支出計	90,514,000	267,300	1,800,000	92,581,300
△ 13,430,000	0	0	0	△ 13,430,000
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	0	0	1,500,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
記念事業積立金	500,000	0	0	500,000
固定資産取得支出	500,000	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	500,000
投資活動支出計	2,000,000	0	0	2,000,000
△ 2,000,000	0	0	0	△ 2,000,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	1,958,000			1,958,000
財務活動支出計	1,958,000	0	0	1,958,000
△ 1,958,000	0	0	0	△ 1,958,000
△ 17,388,000	0	0	0	△ 17,388,000
前期繰越収支差額	13,288,950	0	0	13,288,950
次期繰越収支差額	△ 4,099,050	0	0	△ 4,099,050

令和2年度収入支出予算

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	33,654,000	33,702,000	△ 48,000	
入会金	750,000	750,000	0 (注1)	
会員会費	32,904,000	32,952,000	△ 48,000 (注2)	
事業収入	22,558,000	23,271,000	△ 713,000	
年金事務受託収入	22,458,000	23,171,000	△ 713,000 (注3)	
試験事務受託収入	100,000	100,000	0 (注4)	
負担金収入	3,242,000	3,246,000	△ 4,000	
研修事業負担金	830,000	830,000	0 (注5)	
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	632,000	632,000	0 (注6)	
中予支部事業負担金	570,000	570,000	0 (注7)	
南予支部事業負担金	510,000	514,000	△ 4,000 (注8)	
交付金収入	17,355,000	14,220,000	3,135,000	
連合会等交付金等収入	2,425,000	1,590,000	835,000 (注9)	
各種助成交付金等収入	14,930,000	12,630,000	2,300,000 (注10)	
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0 (注11)	
事業活動収入計	77,084,000	74,714,000	2,370,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	6,930,000	6,935,000	△ 5,000 (注12)	
人件費支出	22,290,000	18,224,000	4,066,000 (注13)	
給料手当	18,980,000	15,324,000	3,656,000	
法定福利費	2,878,000	2,500,000	378,000	
中退共掛金	432,000	400,000	32,000	
事業費支出	58,794,000	54,648,000	4,146,000	
研修費	4,250,000	3,950,000	300,000 (注14)	
広報宣伝費	2,230,000	2,230,000	0 (注15)	
総合労働相談事業費	1,800,000	1,800,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	100,000	100,000	0	
成年後見制度事業費	0	0	0	
会報発行費	1,000,000	900,000	100,000 (注16)	
諸物頒布斡旋費	500,000	600,000	△ 100,000	
行政等連絡費	200,000	200,000	0 (注17)	
行政協力等費	22,459,000	23,172,000	△ 713,000 (注18)	
会員厚生費	500,000	500,000	0 (注19)	
名簿発行費	250,000	200,000	50,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会則等整備費	200,000	200,000	0	
表彰費	100,000	150,000	△ 50,000	
東予支部費	1,450,000	1,450,000	0 (注20)	
中予支部費	2,000,000	2,000,000	0 (注21)	
南予支部費	910,000	914,000	△ 4,000 (注22)	
租税公課	2,203,000	1,286,000	917,000 (注23)	
総会費	1,500,000	1,500,000	0	
会議費	2,882,000	2,906,000	△ 24,000 (注24)	
地域協議会費	2,400,000	1,500,000	900,000 (注25)	
賃借料	900,000	700,000	200,000 (注26)	
旅費交通費	300,000	500,000	△ 200,000	
印刷製本費	800,000	800,000	0 (注27)	
通信運搬費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000 (注28)	
涉外費	500,000	500,000	0 (注29)	
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	3,300,000	300,000	3,000,000 (注30)	
支払利息	80,000	110,000	△ 30,000 (注31)	
事務局費	3,000,000	3,000,000	0 (注32)	
予備費 (総支出 88,014,000 × 3% = 2,640,420)	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	90,514,000	82,307,000	8,207,000	
事業活動収支差額	△ 13,430,000	△ 7,593,000	△ 5,837,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立金	500,000	500,000	0	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	2,000,000	2,000,000	0	
投資活動収支差額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	1,958,000	2,120,000	△ 162,000 (注33)	
財務活動支出計	1,958,000	2,120,000	△ 162,000	
財務活動収支差額	△ 1,958,000	△ 2,120,000	162,000	
当期収支差額	△ 17,388,000	△ 11,713,000	△ 5,675,000	
前期繰越収支差額	13,288,950	16,648,056	△ 3,359,106	
次期繰越収支差額	△ 4,099,050	4,935,056	△ 9,034,106	

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業様向け” 「使用者賠償責任保険制度」加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。

詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (TAC) 公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F

・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索 

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873 受付:平日9:30~17:30)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2020年1月作成 19-TC06306

安心



活気



やる気



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

●パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。

●他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索 

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

新シリーズ

専門業務紹介（その2）

前回からの続き

★出前授業の目的★

社労士としての社会貢献を果たすことを目的とし、高校生等を対象に、労働・社会保険等に関する出前授業を実施しております。

出前授業の体験について

東予支部 小寺しのぶ

令和2年2月5日の1時間目に、新居浜工業高校にて出前授業を行いました。担当の先生と電話で2回打ち合わせを行い、全国社会保険労務士会連合会で作成された「知っておきたい働くときの基礎知識」という教材が大変分かりやすく、この教材に沿って授業を行ってもらいたいと先生からの希望がありました。特に給与明細の内容や労働時間等入社前に知っておくべき内容を重点的に教えて欲しいとの事でしたので、高校3年生がイメージしやすいようにストーリーを作成していきました。

出前授業当日は、体育館で各クラス2名ずつ縦に整列していました。打ち合わせ時は、視聴覚室と聞いていたため、比較的薄着で行ってしまい、体育館はとても寒かったです。授業の内容については、教材を使って基礎知識を説明している時は、眠そうにしている生徒もいましたが、労働時間と時間外労働、割増賃金について「うちの家族（父、母、自分）」を設定し、わかりやすく時給1000円でどのようになるか説明している時は熱心に聞いてくれている生徒も多かったと思います。

反省点としては、教材とプラスしてレジュメを作成し、自分が伝えたいことをわかりやすくまとめて配布した方が、生徒達もより分かりやすかったのではないかという点です。もし次回がありましたら、反省点を活かしたいと思います。



み か け に よ 欄

我が野球人生

東予支部 玉 井 健 志

小学4年から始めた野球、もう33年になった。振り返るとたくさんの経験や大切な仲間ができ最高だった。

小学生時代は、4年生ながら6年生のチームに参加して投手で3番打者、高学年の人達からも、「お前やばくない！」など言われた記憶がある。調子に乗ったまま5年生になったときに、大阪から転校生がやってきた。大阪で野球をやっていたことを聞き、チームに参加してもらった。初めて練習に参加してもらったとき、愕然とした。

肩も強い、足も速い、ボールも遠くに飛ばす、すべてにおいて自分より勝っていた。

今まで愛媛県内でも、そこまでの選手は見たことがなかったのでショックだった。自分はそこそこ高いレベルにいると思っていたし、プロ野球選手になりたいと思っていたからだ。

ただ、その子より上手くなったら、プロ野球選手になれるかもしれないと思って、家の庭に、バッティング練習ができるようにしてもらい、毎日のように練習し、6年生の大会では愛媛県大会で優勝（全国大会がない大会）ができ、県選抜選手にもその子と一緒に選ばれることができた。その子がいたから自分もレベルアップできたと思う。（世間は広いと感じた。）

中学校時代は、四国大会で負けてしまって、全国大会までは行くことができなかった。

野球ばかりしていたので、勉強しない自分をみて、母親が、「勉強しないと高校行けないよ」

と言われ、即答で「野球で大学まで行くわ」と、母親はため息をつきながら去っていった記憶がある。（成績もそんなに悪くなかったはずなんですが…結果大学まで野球で行けました。特待生で授業料免除、親孝行してますよね）

高校時代は、一番厳しかった。足の骨が折れても練習をしたり（これマジです）、監督や先輩に殴られたり（今は駄目ですけど）親も泣きながらその場所から去っていった。（親も監督に「どんどん殴ってください」って言っていたみたい、卒業してから聞きました）何度も辞めたいと思ったが、地域の方の応援や、仲間たちが一緒にいたから乗り越えたと思う。ただ、ガチの野球は、高校で辞めようと思っていた（プロ野球選手の夢はすでに諦めています）。最後の夏の大会で、シード校に選ばれ、2回戦、3回戦と勝ち、迎えた準決勝、相手は宇和島東、プロ野球選手になった選手たち数名がいたので負けると思っていたが、勝利した。ここで調子に乗り、甲子園いけるぞと思いながらの決勝戦では、あっさり負けた。決勝まで行ったことで大学でもやろう、大学で全国大会にいこうと思った。

大学時代、やっと全国大会（神宮球場）に出席できた。

社会人になってからは、草野球をしているが、選手は引退し、現在は監督をさせてもらっている。10代、20代と若い子達に刺激をもらいながら、草野球で全国大会を目指している。

野球で共に戦った仲間たちは、特別で、特に高校時代の仲間は、家族よりも長い時間を過ごし、時には語り合い、殴り合い、涙しながら深い友情ができ、社会人になった今でも深い付き合いがある。今後もこの財産を大切にしていきたい。苦しくても、悲しくても、涙しても野球を続けてきてよかったと思う。



テレワーク社労士事務所

中予支部 上 川 謙 吾

コロナ禍のおかげでテレワークを推進しようという機運が高まっているので、今回は我が事務所のテレワーク事情についてご紹介します。

まず、1人事務所なので、どこにいても仕事ができるようにしないといけないということから、テレワーク環境を作りたいということは早くから考えていました。

事務所にはデスクトップパソコンが1台あります。基本的にデータは入っていません。

サーバはクラウド上です。

サーバがクラウド上であっても、保存したり呼び出したりするのは普通のパソコンと同じです。

そして、モバイルパソコンを持ち歩いています。そのモバイルの中にはデータは基本的に入っていません。

モバイルパソコンで仕事をする場合は、必要な時にインターネット環境に接続し、クラウドサーバからデータをダウンロードして作業をして、またアップロードすることで完了します。

クラウドサーバにデータがあって、パソコン内のデータにアクセスするのとほとんど変わらず、データをダウンロードしたりアップロードしたりしています。

もちろん、こんなことをするのは情報の漏洩を防止することも考えてのことなのですが、テレワークにはクラウドサーバはかなり有効だと思います。

行政との手続き関係も、クライアントから必要情報をEメールで受信し、モバイルで手続きを電子申請して、公文書が発行されたという通知がEメールであったら、ダウンロードしてパスワードを付けてクライアントに送信して完了します。

電子申請にはe-Govを使っているので、事務所のパソコンからもモバイルパソコンからも申請ができます。

メールはパソコンだけでなく、同時にスマートフォンにも入るようにしています。

こうすることで、わざわざモバイルパソコンを開かなくても何のメールが入ったかは分かります。

あとは、スケジュールの管理。

紙の手帳はやめました。

モバイルパソコンのスケジュール帳とスマートフォンのスケジュール帳は連動しています。

セキュリティには少しばかりお金をかけていますが、比較的安価にできるテレワーク化だと思っています。

参考になるかどうかわかりませんが、みなさまもできる範囲でトライしてみてください。



新 入 会 員 紹 介



【氏名】白石秀一
【支部】中部予
【年齢】52歳
【開業／勤務／その他】
 その他



【氏名】井川英明
【支部】中部予
【開業／勤務／その他】
 開業

① 社会保険労務士となった動機

業務で保険・年金や労働法について携わり、さらに知識を深めたいと思ったことがきっかけで、社会保険労務士に関心を持ち、勉強を始めました。

② 自己紹介

現在の勤務先に就職後30年間、様々な分野の業務に取り組んできました。セカンドライフに向け、今後もいろいろなことに興味を持って挑戦していきたいと考えています。また、健康のために、ウォーキングやゴルフを続けています。

③ 今後の抱負

多くの諸先輩方とお会いをし、様々な考え方やスキルなどを教えていただき、日々さらに成長していきたいと思います。

④ 会への意見・要望

今後ともご指導のほどよろしくお願ひ致します。

① 社会保険労務士となった動機

会計事務所で勤務するに際し、広く社会保険に関する知識の必要性を強く感じていたことと、少しでも社会に貢献できる存在でありたいとの願いから、社会保険労務士登録しました。

② 自己紹介

これまでアルバイトを含めてあらゆる職種を経験しましたが、30歳で地元愛媛にUターンしてからはずっと会計事務所に勤務していました。最近は外出自粛で出かけられませんが、温泉と旅行が好きで、計画を立てる段階から楽しんでいます。

③ 今後の抱負

ちょっとしたITスキルと会計事務所での経験を活かし、まずはクライアントの人事業務などの効率化をお手伝いできたらと思います。

④ 会への意見・要望

研修会などには積極的に参加していこうと考えています。県社労士会ホームページなどを通じて有用な情報が発信される事を期待しております。

ホームページのご確認をお願いいたします

全国社会保険労務士会連合会や愛媛県社会保険労務士会の会員専用ページでは、各関係機関からの重要な周知事項や、事務局からのお知らせを随時掲載しています。

是非ご覧いただき、内容をご確認くださいますようお願いいたします。



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

今後の行事予定

9月11日(金) 中予支部研修会(予定)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となる場合があります。

会員数一覧表

令和2年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	66	175	23	264
法人の社員	6	18	2	26
勤務	9	31	5	45
その他	7	19	0	26
合計	88	243	30	361

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	5	12	1	18

編集後記

年々暑さが厳しく感じられます。

今年は「〇〇で涼をとる」

見て…写真、壁紙

触れて…保冷剤、冷えるタオル

水で…足浴、打ち水

食で…夏野菜、果物

五感を刺激し、熱中症や夏バテを予防したいものです。

皆様、くれぐれも体調にお気をつけ下さい。

(M)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社